

事業所ごみの分別一覧表

委託先 { 資源＝資源物回収業者（リサイクル業者）
一廃＝一般廃棄物の許可業者
産廃＝産業廃棄物の許可業者

分類	品目	代表的なもの(一部)		委託先			備考
				資源	一廃	産廃	
燃え殻		・石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰 ・炉清掃排出物 ・コークス灰、重油燃烧灰等					・事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等
汚泥		・有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルビット汚泥（し尿の混入しているものを除く）、染毛汚泥、糊かす、うるしかす ・無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、碎石スラッジ、石炭かす、不良セメント、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドプラスト（塗料かすを含むものに限る）、スライム残さ、転写紙かす等					・工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの
廃油	食用油等	・食用油、ラード、鉱物油等 ・エンジンオイル					・鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油は産業廃棄物 ※バイオディーゼルのリサイクルできるものを除く
廃酸		・無機廃酸、有機廃酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、クロメート廃液、写真漂白廃液等					・廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 ※中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う
廃アルカリ		・洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液、黒液、脱脂廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等					・廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 ※中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う
廃プラスチック類	ペット	・飲料、調味料ペットボトル		本体のみ		汚れ・破損	・キャップとラベルは取り除くこと（キャップ・ラベルは産業廃棄物） ※資源物として出せないものは産業廃棄物
	プラスチックのその他	・発泡スチロール ・フロッピー ・トレー ・ビニール、プラスチック ・弁当容器 ・廃タイヤ					
※紙くず	古紙	・段ボール ・新聞（新聞業は産廃） ・雑誌（出版業、製本業、印刷物加工業は産廃） ・書類 ・シュレッダー紙 ・オフィス用紙 ※汚れた紙、付箋紙など資源にならない紙は一般廃棄物				業種限定	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ・パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの ・出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの ・製本業及び印刷物加工業に係るもの ・PCBが塗布され、又は染み込んだもの ※上記に該当するものはすべて産業廃棄物
	その他	・印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノンカーボン紙等 ・建材の包装紙等、建設現場から排出される紙くず等					
※木くず		・剪定枝 ・木製品（机、いす、タンス等）				業種限定	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ・木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）に係るもの ・パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品質貸業（リース業）に係るもの ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） ・PCBが染み込んだもの ※上記に該当するものはすべて産業廃棄物
		・建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む）、木材、木製品製造業等関係の廃木材 ・おがくず、パーク類、梱包材くず、板ぎれ、廃チップ、木製パレット等					
※繊維くず	古布類	・作業着 ・制服 ・のぼり旗				業種限定	・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ・PCBが染み込んだもの ※上記に該当するものはすべて産業廃棄物
	その他の繊維	・畳、じゅうたん ・木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、レーヨンくず等				業種限定	

分類	品目	代表的なもの(一部)		委託先			備考
				資源	一廃	産廃	
※動植物性残渣	生ごみ	・食品の売れ残り ・厨芥ごみ（食べ残し、調理残さ）				業種限定	※食品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残渣）、食品の製造に使用した原料は産業廃棄物
※動物系固形不要物		・と畜場において処分した獣畜 ・食鳥処理場において処理した食鳥 ※上記以外から排出されたものは一般廃棄物				業種限定	・と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず		・切断くず、裁断くず ・ゴムくず、ゴム引布くず ※廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類					・天然ゴムくず ※合成ゴムは廃プラスチック類
金属くず	空き缶	・菓子缶、飲料缶、食品缶等 ※汚れていないもの、油分を含んでいない物に限る				汚れ・破損	※資源物として出せないものは産業廃棄物
	その他の金属	・金属製品、鉄くず等					・鉄くず、金属類はすべて産業廃棄物
		・乾電池					
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	びん	・ビール瓶 ・一升瓶 ・飲料用瓶				汚れ・破損	※資源物として出せないものは産業廃棄物
	その他	・ガラス製品及びガラスくず ・陶磁器 ・電球（白熱球、LED） ・コンクリートくず ・蛍光管（電球型のものを含む）					
鉱さい		・高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さい（スラグ） ・キューボラ溶鉱炉のノロ ・ドロス・カラミ・スパイス ・不良鉱石、不良石灰、粉炭かす、鉱じん、鑄物廃砂 ・サンドプラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）					
がれき類		・コンクリート破片 ・レンガ破片 ・アスファルト破片 ・その他これに類する各種廃材等					・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）
ふ動ん体物尿・の		・牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等の死体、ふん尿等				業種限定	・畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体、ふん尿は産業廃棄物
ばいじん		・電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等					・大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
家電製品		・テレビ ・エアコン ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機 ・衣類乾燥機		※販売店に相談するか、家電リサイクル法に基づき処理を行ってください 指定引取場所：(株)山口商店 ☎ 42-7500 北松浦郡佐々町大茂107-1 佐世保ダイキュー運輸 ☎ 30-7285 佐世保市新行江町539-1			
		・パソコン		※製造メーカーに直接処分を依頼するか、一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせてください ☎03-5282-7685 http://www.pc3r.jp			

※特定の業種(備考参照)から排出された場合、産業廃棄物となり、クリーンセンターには搬入できません。
※ごみイラスト素材の出典元：経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html)